

電子開示の動向と課題

土 屋 和 之

1 はじめに

有価証券報告書などの法定開示書類をインターネットを通じて、電子媒体で開示しようという電子開示の取り組みは、わが国においては、2001年に金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDNIET, Electronic Disclosure for Investor's NETwork）として始まった。途中、2008年には EDINET で提出される財務諸表について、XBRL（eXtensible Business Reporting Language）形式での提出が義務付けられるなどしながら、EDINET 導入から10年の時間が経過している。

こうした中、金融庁は次世代 EDINET に関する方針を公表し、現在の EDINET は量と質の両面から充実がはかられ、新たな段階に進むことが示されている。他方で日本公認会計士協会からは、XBRL データの保証に関する報告が公表され、電子化された財務諸表の信頼性確保に向けた取り組みも進められつつある。EDINET 導入から10年を経て、わが国の企業情報の電子開示は大きな節目を向かえていると言って良いであろう。開示される情報の一層の拡大・充実、さらには開示される情報の信頼性が確保されることで、開示される情報の利用についても一層の充実が期待されるところである。

そこで、本研究では、近年の電子開示をめぐる動向を取り上げ、電子開示のこれからの課題を検討することにした。以下では、まず金融庁の次世代 EDINET に関する方針を取り上げ、現在の EDINET がどのように改善されようとしているのかを検討する。さらに、日本公認会計士協会から公表された IT 委員会研究報告第41号「XBRL データに対する合意された手続」を取り上げ、XBRL データの信頼性確保について検討することにした。

2 次世代 EDINET と XBRL

2.1 XBRL 対象項目の拡大

金融庁は、XBRL の導入に伴う実務面での XBRL の適用方針を決定するにあたり、関係機関が連携してとりくむために、2006年に EDINET の高度化に関する協議会実務者検討会（以下、EDINET 実務者検討会）を設置した。数回の開催の後、2011年の EDINET 実務者検討会において、次世代 EDINET の方針が示されている。それによるとまず、現在の EDINET について、2008年3月から EDINET へ XBRL を導入し、投資家等への情報提供機能を拡充を図ってきたことを挙げ、EDINET へのアクセス件数が月平均700万件を超えており、EDINET により提出された企業情報等が相当程度利用されていることを指摘している。

他方で、EDINET の更なる利便性向上を求める意見・要望が多く寄せられていることから、国際水準を踏まえた XBRL の対象範囲の拡大、投資家等向けの検索・分析機能の向上等の開発を行っていることを明らかにしている。

金融庁では、図 1 のように、この開発と現行 EDINET とを統合する開発を行い、2013 年度を目途に次世代 EDINET を稼働させる予定であるとしている⁽¹⁾。

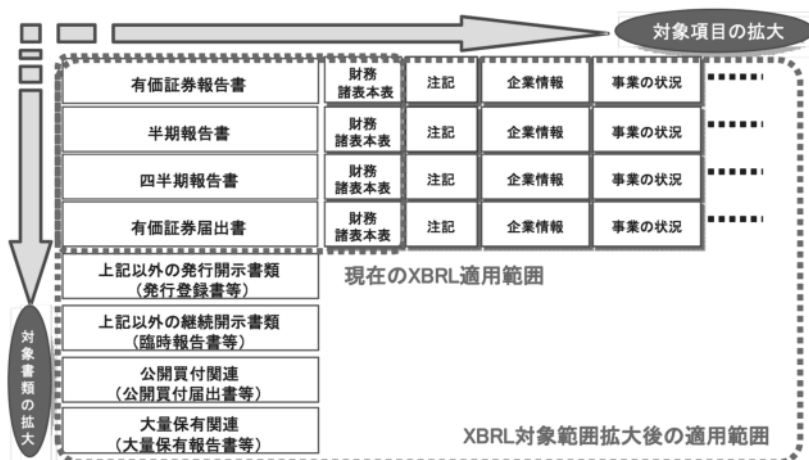
図 1 次世代 EDINET 稼働までのマイルストーン

平成24年度夏	2012年版新タクソノミ（案）に関するパブリックコメントの実施
平成24年度秋	提出者向けバリデーションテストの開始
平成24年度冬	2013年版新タクソノミ（案）に関するパブリックコメントの実施
平成24年度後半	提出者・一般利用者向け説明会
平成25年春	総合運転試験の開始

以上のようなスケジュールで2013年度にも稼働が予定されている次世代 EDINET が現在の EDINET と大きく異なるのは XBRL の対象範囲の拡大であろう⁽²⁾。

金融庁によれば、次世代 EDINET では、投資家等情報利用者のニーズ等を踏まえ、図 2 のように XBRL の対象範囲が拡大され、対象項目は、報告書等の全てとし、対象書類は、XBRL 化をする様式を投資家のニーズ等を踏まえ44様式とされる [3]。

図 2 XBRL の対象範囲の拡大



XBRL の対象範囲の拡大は対象項目の拡大と対象書類の拡大に分けられる。対象となる書類は現在の有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書、有価証券届出書の 4 書類か

(1) 図 1 は、[5] を一部修正したものである。

(2) これ以外にも提出書類形式の変更、XBRL の対象範囲の拡大に伴う提出者へのツールの提供、検索機能の向上等も挙げられている [3]。

ら発行登録書等の発行開示書類、臨時報告書等の継続開示書類、公開買付届出書等の公開買付関連書類、大量保有報告書等の大量保有関連書類の44様式に拡大される予定となっている。

対象項目は現在の各報告書の財務諸表本表となっているものを注記など報告書全体と対象とする予定となっている。これは報告書等のうち財務諸表以外の情報（非財務情報）がXBRL化されるということである。XBRL導入によってコンピュータによる検索可能性が大きく向上することから、非財務情報のXBRL化は利用者の利便性を大きく向上させる可能性がある。この非財務情報のXBRL化こそ、次世代EDINETの最大の特徴であろう。

2.2 非財務情報とXBRL

XBRL化される対象書類が拡大され、XBRL化される対象項目も財務諸表本表以外に拡大されることは利用者から見ても望ましいと言えるだろう。例えば、[9]によれば、運用会社に対して行ったXBRLに期待するヒアリング結果でも、財務諸表以外の情報のXBRL化が挙げられることが多いという。

ところが、非財務情報のXBRL化についてはいくつかの課題がある。[6]は、非財務情報の開示においてはXBRLへの期待は大きいものの、実態はまだ伴っていないのが現状であるとした上で、XBRL化とはXBRLタクソノミを開発することであるとし、非財務情報のXBRLタクソノミの開発に対するアプローチを検討している。

それによれば、非財務情報は定量情報と定性情報に大別される。非財務情報における定性情報の例としては、温暖化効果ガスのCO₂換算量や特許の取得件数などが挙げられ、定性情報の例としては経営者による将来の見通しなどが挙げられる。

定量情報については、比較的容易にタクソノミを開発できるが、定性情報については、叙事的な情報であるため、文字情報をそのまま開示するようなタクソノミを開発することになる。

このようなタクソノミによって文字情報をそのまま開示しても、利用者の利便性が高まるとは思われない。また、定性情報にはいくつかのカテゴリに分類して表現できるような情報も含まれているので、そうした情報については、カテゴリを表現するようなタクソノミを開発すれば、文字情報をそのまま開示するよりも、利用者の利便性は高まるが、人間による可読性は損われてしまう [6, p.199]。

次世代EDINETでは、XBRL化される対象項目が財務諸表本表以外に拡大され、非財務情報もXBRL化されると説明されれば、財務報告の利用者の利便性が向上し、ひいては資本市場の活性化につながることで期待されるかもしれない。

XBRLタクソノミを作成できることと、XBRL形式によって記述されたデータが十分に活用できることとは、同じことではない。情報を単にXBRL化しただけではだめなのである。「何」をXBRL化するのか、「どのように」XBRL化するのか、ということが十分に吟味されなければ、おそらく十分な成果は得られないだろう。それどころか、無駄なコストが増えるだけで、誰もその恩恵を受けることができないといった結果となってしまうことにもなりかねない [6, p.195]。

次世代 EDINET では、XBRL 化される対象項目が非財務情報にまで拡大されるが、タクソノミの開発にあたっては、利用する立場からの開発が求められるであろう。

3 XBRL データと監査

現在、EDINET で開示されている XBRL データは、金融商品取引法による財務諸表監査の対象となっていない⁽³⁾。しかし、XBRL データの利用者の利便性を高めるためには、XBRL データの信頼性確保が不可欠となるだろう。

例えば、金融庁が、XBRL 化された財務諸表の提出が義務付けられた2008年4月1日以後に開始する事業年度に係る開示書類のうち、3月決算会社2700社の第1四半期に係る四半期報告書の XBRL データを調査したところ、以下のような改善すべき事例があったという [4]。

- 勘定科目の選択にあたり、タクソノミの勘定科目を使用せずに、同等の勘定科目を独自の科目として追加している例
- タクソノミの設定にあたり、計算リンクの設定を誤っている又は設定が漏れている例
- 報告書インスタンスでの金額設定にあたり、入力値の桁数を誤って設定している例
- 提出された XBRL データより、一部の財務諸表が欠落している例

こうした状況を踏まえ、日本公認会計士協会は、公認会計士または監査法人による将来の XBRL データの監査・保証業務の可能性も視野の一端として考えつつ、諸外国における検討も参考にしながら、XBRL データに対する合意された手続について取りまとめ、2011年12月に IT 委員会研究報告第41号「XBRL データに対する合意された手続」(以下、「研究報告」とする。)として公表した [8]。

[7] によると、IT に関する種々のサービス等に関する公認会計士等に期待される業務として保証業務と合意された手続業務の2つが想定されている。これらを XBRL に当てはめると次のとおりである [8, p.7]。

XBRL データに対する保証業務とは、主題に責任を負う者である XBRL データ提出会社の経営者が XBRL データに係る規準 (XBRL の作成基準等) に準拠して作成した XBRL データについて、投資者等の想定利用者に対して信頼性を付与するために、業務実施者が業務実施基準に準拠して自ら入手した証拠に基づき判断した結果を結論として報告する業務と定義される。保証業務においては、業務実施者が XBRL データの信頼性に一定水準の保証を提供し、XBRL データに対して信頼性を付与する。

XBRL データに対する合意された手続業務とは、業務依頼者及び実施結果の利用者である XBRL データ提出会社の経営者が作成した XBRL データについて、公認会計士等の業務実施者が、経営者との間で合意された手続を実施し、その実施結果を報告する業務である。XBRL データに対する合意された手続の位置付けは、独立した第三者が経営者と合意した手続を行うことにより、実施結果を報告することにより、業務実施者は XBRL データの信頼性に関する何らの保証も提供しない。しかし、業務の実施結果によって、経

(3) EDINET で開示される監査報告書には「財務諸表の範囲には XBRL データ自体は含まれておりません」と注がある。

営者は自己の作成する XBRL データの信頼性を評価し、必要に応じてその品質を向上させることが期待される。

このうち、研究報告では、保証業務については、保証の水準や重要性をはじめ電子データレベルでの保証を行う場合の実務等検討すべき課題が多いことから、合意された手続業務を実施する場合の留意点を取りまとめている。

以下では、研究報告に示された XBRL データに対する合意された手続がどのように実施されるのかを概観しながら、XBRL データの信頼性確保について検討したい。

4 XBRL データに対する合意された手続

4.1 合意された手続業務の概要

XBRL データに対する合意された手続業務は、XBRL データ提出会社が作成した XBRL データについて、公認会計士等の業務実施者が、経営者との間で合意された手続を実施し、その実施結果を報告する業務である。経営者が、XBRL データの作成責任を負う者であるとともに、業務を依頼する者であり、かつ、実施結果を利用する者となる。

業務実施者の報告は、合意された手続の実施結果の事実に関してのみ行われ、いかなる結論の報告も、保証の提供もしない。このため、報告した手続及び実施結果に基づき、自らの責任で結論を導くのは経営者であることが予定されている。

実施結果報告書は、合意された手続の関係者のみにその配付が限定される。これは、これらの手続が採用された背景を知らない者は、実施結果について誤った理解をする可能性があるからである [8, p.12]。

4.2 合意された手続業務の当事者

XBRL データに対する合意された手続業務では、当事者として次の 2 者が想定される。

- 業務実施者である公認会計士等
- XBRL データの作成責任を負う者であるとともに、業務を依頼する者であり、かつ、実施結果を利用する者である XBRL データ提出会社の経営者

XBRL データ作成をディスクロージャー支援会社に委託して作成すること場合にも、XBRL データの作成責任は経営者にあり、ディスクロージャー支援会社が当事者とはならない [8, p.12]。

4.3 合意された手続業務の対象

XBRL データに対する合意された手続業務は、XBRL データ提出会社が作成する一定時点又は一定期間の XBRL データを対象として実施される。研究報告では、金融商品取引法に基づく財務諸表を対象として作成される XBRL データを合意された手続業務の対象として想定している。

すでに指摘した通り、金融庁が進める次世代 EDINET では、財務諸表以外の情報の

XBRL 化の方針が示されている。これについて、研究報告では、今後、金融商品取引法に基づく開示における XBRL の対象範囲が、財務諸表以外の情報にまで拡大されることが考えられるとし、財務諸表監査の対象外である情報が含まれた場合の XBRL データに対する合意された手続に関しては、今後検討を要するとしている [8, p.13]。

4.4 合意された手続を決定するために考慮すべき基準

XBRL データに対する合意された手続を決定するために考慮すべき基準としては、XBRL データを作成するための基準（以下「XBRL 作成基準」とする。）がある。

XBRL 作成基準として考えられるものには、次のようなものが挙げられる。XBRL データ提出会社は、XBRL International が公表する XBRL 仕様（拡張技術を使用する場合には XBRL 拡張仕様を含む。）に準拠して XBRL データを作成する必要がある。また、これに加えて、XBRL データの提出先である規制当局等の要求に従って、XBRL International が公表するベスト・プラクティスのガイダンス、規制当局等が公表する XBRL 作成ガイドライン等に準拠することとなる。さらに、XBRL 作成基準に準ずるものとして権威ある機関等によって公表された指針等を参考とする場合も考えられる。

業務実施者は、合意された手続業務の契約を締結するに当たって、合意された手続の対象となる XBRL データがいかなる XBRL 作成基準に準拠して作成されているかを経営者に確認することが必要である [8, p.13]。

4.5 合意された手続の範囲

XBRL は多様な構成要素から成り立っており、各構成要素に情報が設定され、それが組み合わせられることにより、対象情報を表現している。XBRL データは、各構成要素の情報が組み合わせられた結果の情報が利用されるだけでなく、各構成要素の情報のみを個別に取り出して利用されることも想定される。したがって、XBRL データは、各構成要素のレベルで適切に情報が設定されている必要があり、それらが合意された手続の対象範囲となり得る。

研究報告では、XBRL の構成要素として、以下のようなものを挙げている。

(1) 使用されるタクソノミ

XBRL データを作成するに当たっては、ベースとなるタクソノミ（ベースタクソノミ）を選択する必要がある。ベースタクソノミは、XBRL データの対象情報に応じた適切な種類、バージョン、業種のタクソノミを選択する必要がある。

(2) 使用される開示項目

XBRL データは、その対象情報を適切に表すタクソノミの要素（以下「開示項目」とする。）を使用して作成される必要がある。なお、原則として選択したタクソノミに標準として用意されている要素（以下「標準開示項目」とする。）を使用する必要があり、タクソノミに適切な要素がない場合に限って、企業が独自に要素を追加することができる（以下、企業が独自に追加したタクソノミ要素を「拡張開示項目」とする。）。

(3) 開示項目の属性設定

タクソノミの各開示項目には、多様な属性情報がスキーマにおいて設定される。各属性の設定は、当該開示項目が表している情報の概念と整合している必要がある。拡張開示項目においては、企業が自ら各属性を設定する必要があり、属性の設定が対象情報の概念と整合していることに留意する必要がある。

(4) 開示項目の各種リンク設定

タクソノミの各開示項目には、表示名称や根拠条文等の当該開示項目に関する情報及び表示位置、加減算関係等の他の開示項目との関係がリンクとして設定される。企業は、XBRL データの対象情報に基づいて各リンクを設定する必要がある。なお、規制当局等の要求により、標準開示項目に係るリンク設定の変更等が制限されている場合があることに留意する必要がある。

(5) 入力された値と表示単位

XBRL データでは、インスタンス文書に XBRL データの対象情報を入力する。当該情報が数値情報である場合には、表示桁数も設定する。入力される情報が数値である場合、その入力単位に留意する必要がある。例えば、金額（円）の情報である場合、XBRL データの対象情報において千円単位又は百万円単位で表示されている場合であっても、インスタンスには1円の位まで値を入力する必要がある。表示桁数は、デシマル値において設定されることが一般的である。例えば、対象情報の表示が千円単位であれば、デシマル値は「-3」であり、百万円単位であれば、デシマル値は「-6」となる。

(6) インスタンス値の設定

インスタンスの各入力値には、コンテキスト、ユニット、フットノートリンク等の情報が設定される。さらに、これらの情報には各種の属性情報が設定される。企業は、各インスタンスの入力値に対して XBRL データの対象情報と整合した適切なコンテキスト等の情報を設定し、また、それらに適切な属性情報を設定する必要がある。

(7) 追加的情報

XBRL データには、その対象情報以外に、規制当局等の要求により追加的な情報を設定する必要がある。例えば、開示対象者に関する情報（企業名等）、XBRL 文書に関する情報（XBRL の構造等）などがこれに当たる。なお、XBRL とは別に、XBRL データの提出・開示に必要な情報が要求される場合がある。金融商品取引法に基づく開示における XBRL データの場合、XBRL データを HTML データへ変換するための追加的情報として、表示情報ファイルが要求されている。

(8) その他

XBRL データは、インスタンス文書、タクソノミのスキーマ及びリンクベース等の複数のファイルにより構成される。規制当局等の要求に従って、適切なファイルを作成し、ファイル名を適切に設定する必要がある。また、XBRL データには、名前空間、ロール、アークロール等の情報が設定され、これにより XBRL データ内の各種情報が分類されている。これらが、規制当局等の要求に従って適切に設定、使用されていることが必要である [8, p.16]。

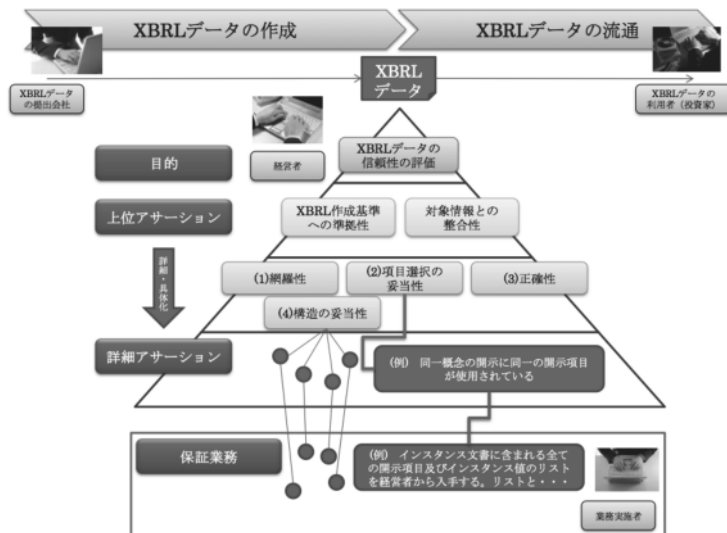
4.6 合意された手続の立案

XBRL データに対する合意された手続は、業務実施者が経営者と合意した手続に基づいて業務を実施し、その手続ごとの結果を経営者に報告する業務であるため、どのような手続を実施するかは業務実施者と経営者の判断にゆだねられている。一方、経営者が XBRL データを作成する場合には、XBRL 作成基準に準拠していることが求められていることから、業務実施者にとって XBRL 作成基準は業務実施の判断基準になり得る [8, p.16]。

そこで研究報告では、まず保証業務として行われる場合に、経営者が XBRL データに対して設定することになるアサーションを挙げている。経営者は、対象情報を基に XBRL 作成基準に準拠して XBRL データを作成するため、対象情報との整合性及び XBRL 作成基準への準拠性が重要なアサーション（上位アサーション）として設定される。

また、XBRL データは各構成要素のレベルで適切に情報が設定されている必要があるため、経営者は上位アサーションを裏付けるために、各構成要素の信頼性に関するアサーション（詳細アサーション）が設定される必要がある。詳細アサーションは、網羅性、項目選択の妥当性、正確性、構造の妥当性の4つの観点から設定される。図3はこれらアサーションの関係を示している [8, p.10]。

図3 アサーションピラミッド：アサーションの分類と保証業務の手続との関係



詳細アサーションについては、以下のような説明と例が挙げられている [8, pp.9-10]。

1. 網羅性：すべての XBRL データの対象情報が、過不足なく、適切な詳細さのレベルで XBRL データに含まれていること。例として次のようなものが挙げられる。
 - 開示項目が過不足なく XBRL データに含まれている。また、注記情報等が適切な詳細さのレベルで XBRL データに含まれている。

- 数値，企業名等の要求されている情報が，過不足なく XBRL データに含まれている。
 - 表示リンク，計算リンク，定義リンクが過不足なく設定されている。
2. 項目選択の妥当性：XBRL データの対象情報が，適切な開示項目により表現されていること。例として次のようなものが挙げられる。
 - (a) インスタンス文書から参照されているベースタクソノミが適切である。
 - (b) 使用されている標準開示項目が適切である。
 - (c) 追加されている拡張開示項目が適切である。
 - (d) 同一概念の開示に同一の開示項目が使用されている。
 - (e) 複数期間における同一概念の開示情報に対して，同一の開示項目等が使用されている。
 3. 正確性：XBRL データの対象情報が，インスタンス文書及びタクソノミにおいて適切な値，属性及び関係リンク等により表現されていること。例として次のようなものが挙げられる。
 - (a) タクソノミにおける開示項目の属性設定が適切である。
 - (b) インスタンス文書の各開示情報の値が，数値情報の正負の符号及び表示桁数の設定を含め，適切である。
 - (c) インスタンス文書において各開示情報に適切なコンテキスト，ユニット，フットノートリンクが設定されている。また，それぞれの属性設定が適切である。
 - (d) 名称リンク，参照リンク，表示リンク，計算リンク，定義リンクが適切に設定されている。
 4. 構造の妥当性：XBRL データが，適切な構造により作成されていること。例として次のようなものが挙げられる。
 - (a) 表構造が適切に作成されている。
 - (b) 拡張リンクロールが適切に使用されている。
 - (c) 名前空間，ロール，アークロール，データ型等が適切に使用されている。
 - (d) 要素名，コンテキスト名，ファイル名，名前空間名等が適切に設定されている。
 - (e) ファイル名，名前空間名，コンテキスト設定等に含まれる企業コード等の情報が整合している。
 - (f) XBRL 仕様，規制当局等の要求等に違反する構文上のエラーがない。
 - (g) その他の構造上の設定が適切に作成されている。

4.7 合意された手続の実施方法

XBRL データに対する合意された手続は，人手によるチェックが必要な手続とソフトウェアにより自動チェックが可能な手続の2つが挙げられている。人手によるチェックが必要な手続は，主として会計又は業務的観点からのエラーを発見するために実施され，自動チェックが可能な手続は，主として技術的観点からのエラーを発見するために実施される。

人手によるチェックが必要な手続については，XBRL データを直接閲覧するのではな

く、専用のソフトウェアツール（以下「専用ツール」という。）を利用することが必要となる。専用ツールには、XBRL データを可視化できる機能、バリデーション（妥当性確認）機能等が必要となる。

研究報告では次のように実施方法と注意点等が挙げられている。

(1) タグ情報の目視によるチェック

インスタンス文書及びタクソノミは、そのままタグ情報を表示することができるが、XBRL の技術仕様に精通していない者には理解が困難である。XBRL データをタグ情報の状態で人間がチェックすることは現実的ではない。

(2) XBRL データを財務諸表の表示形式等に変換した結果のチェック

専用ツールの多くは、XBRL データを財務諸表の表示形式など、対象情報と同様の体裁に変換し、表示する機能を用意している。その変換結果を、XBRL データの対象情報と比較することにより、XBRL データをチェックすることが考えられる。

ただし、当該機能で表示される情報は、XBRL データに含まれる多様な構成要素の情報が断片的に、又は、それらの情報が組み合わされ、加工された結果が表示されているにすぎない。したがって、この方法では、XBRL データに含まれる個々の構成要素の情報を網羅的にチェックしたことにはならず、表面的に XBRL データをチェックすることしかできないことに留意する。

例えば、XBRL データで使用されている各開示項目について、財務諸表の表示形式への変換結果では、適切に見えても、意味合いが異なる場合がある。

EDINET タクソノミには、同一の名称の開示項目であっても、例えば、営業外費用として使用するものと特別損失として使用するものが、別の開示項目として用意されている。営業外費用で使用するための開示項目が誤って特別損失の区分で使用されている場合が考えられるが、変換結果では、どちらの開示項目が使用されている場合でも同じ名称で表示され、誤った開示項目が使用されていることを発見することができない。使用されている開示項目が妥当であるかは、各項目の属性設定、名称リンク、参照リンク、定義リンク及び表示リンクなどをチェックする必要がある。

(3) XBRL データの各構成要素の設定情報を出力した結果のチェック

XBRL データの各構成要素の設定情報をチェックするためには、専用ツールにより各設定情報を一覧形式で出力又は一定の条件に該当する開示項目に対する設定情報を抽出し、それらをチェックする方法が考えられる。なお、各設定情報をチェックする際には、各設定情報間又は各開示項目間における設定の整合性に注意が必要である。

例えば、ある財務諸表における金額を、インスタンスにおいて正の値で入力するか、負の値で入力するかは、当該項目の貸借属性の設定、計算リンクにおける加減算の設定などにより決定される。また、類似する開示項目の入力値とも整合性を確保する必要がある。したがって、特定の開示項目のインスタンス入力値のみを抽出しても、それが適正であるかをチェックすることは困難な場合がある。確認対象の情報に関連する他の設定情報及び他の開示項目における設定を合わせてチェックすることが必要である。

(4) ソフトウェアによる自動チェック

XBRL データのエラーには、人手による判断が不要であり、ソフトウェアのバリデーション（妥当性確認）機能による自動チェックで発見可能なものがある。技術的観点から

のエラーの多くはこれにより発見可能であり、会計又は業務的観点からのエラーの一部も発見可能である。

実際にチェック可能な内容はソフトウェアによって異なり、XBRL International が公表する XBRL 仕様に沿ったチェックのみが可能なもの、ベスト・プラクティスに関するチェックが可能なもの、規制当局等が公表する XBRL 作成ガイドラインに関するチェックが可能なものなど様々である。

なお、一般的には、EDINET などの XBRL データ提出先のシステムにおいてもバリデーション機能を有しており、XBRL データ作成者が利用する XBRL データ作成ソフトウェア又は作成支援サービスなどにおいても同様の機能を有している [8, pp.17-18]。

研究報告が挙げる実施方法によれば、ソフトウェアにより自動チェックが可能な手続を実施することで、技術的観点からのエラーがすべて発見できるわけではない点は注意が必要であろう。

5 おわりに

本研究では、EDINET が導入されて10年を迎えるなかで、電子開示をめぐる2つの動きを取り上げ、課題等を検討した。1つ目は、金融庁が進める次世代 EDINET の方針である。現行 EDINET と大きく変わる点はいくつかあるが、中でも XBRL 化の対象項目の拡大は利用者の利便性を高めることを指摘した。しかし、XBRL 化のためのタクソノミによっては、利用者の利便性を高めることにならない可能性もあるため、どのようなタクソノミを作成するかが問題となるであろう。

2つ目は、日本公認会計士協会による XBRL データの信頼性確保の取り組みである。財務諸表監査の延長としてではなく、XBRL データに対する合意された手続の形で、XBRL データの信頼性を確保しようというものである。合意された手続の立案にあたって、保証業務として行われる場合に把握される経営者のアサーションを考慮することが求められていることから、今後保証業務として行われる場合にも適用可能なものとなっている。

XBRL 化の対象項目の拡大、XBRL データの信頼性確保の取り組みが進むことで、XBRL データを利用する前提となる環境が整備されつつあると言って良いであろう。一方で、XBRL データの利用についても、[1] や [2] のようなセマンティック Web の技術を適用した研究が進められており、従来の財務情報の分析とは異なる分析のためのツールが用意される可能性もある。

近年のソーシャルメディアと社会の人々の行動について分析した [10] によれば、革命は社会が新しいテクノロジーを手にしただけでは起こらず、社会がそれを新しい習慣とした時に起こるといふ [10, p.159]。これは電子開示についてもあてはまるのではないだろうか。XBRL という新しいテクノロジーを財務報告に導入しただけでは革命は起こらないのである。XBRL 化された財務報告が利用者に新たな利用方法をもたらした時に、革命が起こるのである。今後は XBRL データをどう利用できるのかを検討することにした。

参考文献

- [1] Bao, Jieand Rong, Grahamand Li, Xianand Ding, Li, “Representing Financial Reports on the Semantic Web”, Dean, Mikeand Hall, Johnand Rotolo, Antoninoand Tabet, Saied. *Semantic Web Rules*, Springer Berlin, 2010, pp.144-152.
- [2] Garcia, Robertoand Gil, Rosa, “Linking XBRL Financial Data,”David Wooded., *Linking Enterprise Data*, Springer US, 2010, pp.103-125.
- [3] 金融庁 EDINET の高度化に関する協議会実務者検討会第 5 回資料「次世代 EDINET の開発について」, <http://www.fsa.go.jp/singi/edinet/siryoku/20110317/01.pdf>, 2011年 3 月17日.
- [4] 金融庁, 「第 1 四半期に係る四半期報告書における XBRL データの提出結果について」, <http://www.fsa.go.jp/search/20081021.html>, 2008年10月21日.
- [5] 金融庁 EDINET の高度化に関する協議会実務者検討会資料「次世代 EDINET 稼働までのマイルストーン」, <http://www.fsa.go.jp/singi/edinet/siryoku/20110902/01.pdf>, 2011年 9 月 2 日.
- [6] 坂上学, 「非財務情報開示における XBRL 導入の現状と課題 - GRI と WICI の取り組みを題材として -」, 古賀智敏編『RIETIIFRS 時代の最適開示制度 - 日本の国際的競争力と持続的成長に資する情報開示制度とは』第10章, 千倉書房, 2011年10月, pp.195-216.
- [7] 日本公認会計士協会 IT 委員会報告第 5 号「IT に係る保証業務等の実務指針（一般指針）」, 2009年 9 月 1 日.
- [8] 日本公認会計士協会 IT 委員会研究報告第41号「XBRL データに対する合意された手続」, 2011年12月16日.
- [9] 三井千絵, 「企業評価により決算書フットノート情報を生かす XBRL 化 - 米国事例より -」, 『金融 IT フォーカス』, 2011年10月号, pp.12-13.
- [10] クレイ・シャーキー, 岩下慶一訳, 『みんな集まれ！ネットワークが社会を動かす』, 筑摩書房, 2010年 6 月.

—Abstract—

Recent development of XBRL information

The purpose of this research is examining recent development of XBRL information. Financial Service Agency (FSA) will expand application of XBRL to non-financial information in the next-generation EDINET. Japanese Institute of Certified Public Accountants (JICPA) issued statement on agreed upon procedures to XBRL data. This statement indicates how to ensure reliability of XBRL information. Application of XBRL to non-financial information and reliability of XBRL information will be make XBRL information more available to users.

〔抄 録〕

電子開示の動向と課題

本研究では、EDINET が導入されて10年を迎えるなかで、電子開示をめぐる2つの動きを取り上げ、課題等を検討した。1つ目は、金融庁が進めるEDINETの方針である。現行EDINETと大きく変わる点はいくつかあるが、中でもXBRL化の対象項目の拡大は利用者の利便性を高めることを指摘した。

2つ目は、日本公認会計士協会によるXBRLデータの信頼性確保の取り組みである。財務諸表監査の延長としてではなく、XBRLデータに対する合意された手続の形で、XBRLデータの信頼性を確保しようというものである。

XBRL化の対象項目の拡大、XBRLデータの信頼性確保の取り組みが進むことで、XBRLデータを利用する前提となる環境が整備されつつある。今後はXBRLデータの利用についても、新たなアプローチによる研究が必要であろう。